

特記仕様書

1. 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、「琵琶配水区（宇治地区）測量業務委託」（以下、本委託）に適用する。

(委託内容)

本委託は、琵琶配水区（宇治地区）基幹管路の更新工事に係る詳細設計に伴い必要な基準点測量、及び現地測量を行い、図面・報告書等を作成するものである。

なお、本委託の作業は、別途発注の「琵琶配水区（宇治地区）基幹管路詳細設計業務委託」の受注者と十分連携しながら行うものとする。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和9年3月19日までとする。

(測量の基準)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」および「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に施行しなければならない。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものとする。

(提出書類)

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。

ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認することとする。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議することとする。

(結果の反映)

本設計委託は貸与する図面（CAD データ）または道路台帳図の写しについて、現地測量を行った結果、現地地形との相違が判明した場合には、別途発注の「琵琶配水区（宇治地区）基幹管路詳細設計業務委託」の受注者と連携し、受注者において現地測量等を行い地形図(CAD データ)の修正を行わなければならない。

(資料の貸与および返却)

必要となる資料については、打合せの上、貸与するものとする。

貸与資料は、原則借用書によって管理され、調査職員が認めるもの以外は複写してはならない。

(土地への立入り等)

第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯することとする。

(成果物の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。詳細については、3)【その他】提出成果品のとおりとする。

- ① 報告書(製本・A4版)
- ② 図面
- ③ 電子データ CD-R 等 (CAD(dwg もしくは dxf および sfc)・Word・Excel・PDF)

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(守秘義務)

受注者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報情報が漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

2. 【測量業務】

(業務内容)

本業務は、琵琶配水区(宇治地区)基幹管路詳細設計業務委託に伴い必要となる図面の作成を目的とした測量を行い、報告書を作成するものとする。

別途発注の「琵琶配水区(宇治地区)基幹管路詳細設計業務委託」の受注者と十分連携しながら測量業務を行うものとする。

(1) 基準点測量

計画範囲内に測量作業のために4級基準点を設置するものとする。なお各4級基準点には、標高を持たせるものとする。

4級基準点測量 N=20点(既存の2級・3級基準点及び街区基準点等を除く。)

(2) 現地測量

基準点成果に基づき、トータルステーションを用いて、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成するものとする。測量範囲については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

現地測量 (S=1/500) N=一式 (A=0.050km²)

(既地点の使用)

既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点及び節点を使用することとする。

また、使用に際しては宇治市公共基準管理保全要項によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

3. 【その他】

(その他)

- ・業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ・成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- ・特殊にとらわれることなく、施工に係る留意事項を記載すること。(一般的なことで可)
- ・本業務期間中、現道上で交通危害のおそれがある場合は、有能な保安要員、保安施設等を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標設置位置通知書 基準点現況調査報告書 関係機関協議資料 その他必要とされるもの	
現地測量	地形図原図 精度管理表 その他必要とされるもの	